資料編

川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成17年3月に策定された本市の10年間の特別支援教育の方針である、「川崎市特別支援教育推進計画」を検証し、平成27年4月からの本市の特別支援教育の方針である「第2期特別支援教育推進計画」への専門知識の導入、市民意見の反映等を目的とする検討委員会(以下「検討委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。
- (1) 今後の川崎市の特別支援教育の基本方針
- (2) 特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材育成計画等 (組織)
- 第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 障害者関連団体代表
- (4) 保護者代表
- (5) 学校関係者
- (6) 行政関係者

(委員)

- 第4条 検討委員会の委員は教育長が委嘱する。
- 2 検討委員会に委員長、副委員長を置く。
- 3 検討委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 4 委員長は検討委員会の議長を務め、検討委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 検討委員会は必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は3年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

- 第6条 検討委員会は委員長が召集する。ただし、第1回は教育長が招集する。
- 2 検討委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 検討委員会は原則公開とする。

(専門部会)

- 第7条 検討委員会に、専門の事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課に置く。

附則

この要綱は平成24年6月1日から実施する。

特別支援教育推進検討委員会 専門部会 設置要領

(目 的)

第1条 この要領は、第2期川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要綱(平成24年6月1日実施)第7条に定める専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (検討事項)

- 第2条 専門部会は、次に掲げる事項を検討し、川崎市特別支援教育推進検討委員会委員 長(以下「委員長」とする)に報告するものとする。
- (1) 今後の聾学校のあり方
- (2) 今後の養護学校高等部分教室のあり方

(組 織)

- 第3条 専門部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。
- (1) 関係団体
- (2) 保護者
- (3) 聾学校長
- (4) 聾学校教職員
- (5) 養護学校長
- (6)養護学校分教室教職員
- (7)総合教育センター特別支援教育センター室長
- (8) 指導課特別支援教育調整担当課長

(委員)

- 第4条 専門部会の委員は委員長が委嘱又は任命する。
 - 2 専門部会に部会長、副部会長を置く。
 - 3 専門部会の部会長及び副部会長は委員長が指名する。
 - 4 部会長は専門部会の議長を務め、専門部会を代表し会務を総括する。
 - 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 6 専門部会は必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(委員の任期)

- 第5条 部会員の任期は26年3月31日までする。
 - 2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

- 第6条 専門部会は部会長が召集する。
 - 2 専門部会は部会員の半数以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局は川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課に置く。

附則

この要領は平成25年9月17日から実施する。

川崎市特別支援教育推進検討委員会名簿

	領域	氏名	所属
1	学識経験者	関戸 英紀	横浜国立大学教授
2		笹森 洋樹	国立特別支援教育総合研究所
			総括研究員
3	市民代表	明石 洋子	川崎市自閉症協会会長
4		井田 正敏	川崎市障害福祉施設事業協会
5		名古屋 洋一	市 PTA 連絡協議会代表(理事)
6	保護者代表	板垣 ひとみ	特別支援学校 PTA 会長代表
7		高橋 恵子	通級指導教室親の会代表
8		伊藤慈	中学校特別支援学級保護者代表(H24)
		小松 紀子	県立特別支援学校保護者代表 (H25)
9	学校関係者	中西 伸夫	特別支援学校長代表
10		中島 愼一	小学校長会代表
11		菅原 隆雄	中学校長会代表(H24)
		伊藤 一晴	中学校長会代表(H25)
12		鈴木 朱美	教職員代表

事務局	亀川 栄	総合企画局 企画調整課長	(H24)
	中村 茂	総合企画局 企画調整担当部長	(H25)
	三田村 有也	行財政改革室 担当課長	(H25)
	左近 志保	健康福祉局 障害計画課長	(H24)
	川島・伸一	健康福祉局 障害計画課長	(H25)
	山口 佳宏	市民・こども局 こども福祉課長	(H24)
	野神 昭雄	市民・こども局 こども福祉課長	(H25)
	島田 秀雄	学校教育部指導課長	
	巴 好子	特別支援教育センター室長	(H24)
	増田 亨	特別支援教育センター室長	(H25)
	上杉 忠司	学校教育部 指導課担当課長	
	古俣 和明	学校教育部 指導課 特別支援教育	育係長
	栗山 八寿子	学校教育部 指導課指導主事	
	稲葉 武	特別支援教育センター指導主事	
	廣瀬 浩幸	学校教育部 指導課 特別支援教育	育係職員

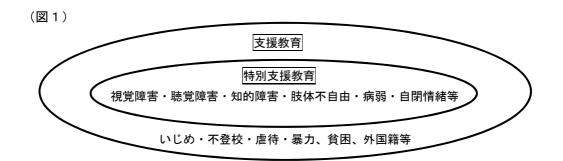
共生社会の形成をめざした支援教育の推進とインクルーシブ教育システム

●支援教育と特別支援教育の対象(図1)

「特別支援教育」は、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切な指導及び支援を行う教育です。

「支援教育」は、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもまで枠組みを広げ、いじめ、不登校、貧困、精神疾患等の多様な教育的ニーズのある子どもに対して適切な支援を行うものであり、また教育的ニーズのある子どもと共に学ぶ子どもの共生の精神の育成にもつながるものです。

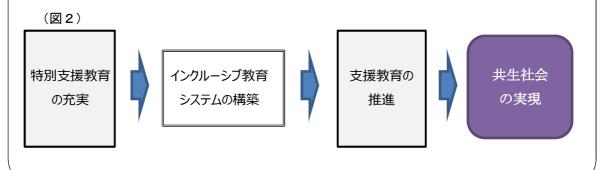
「インクルーシブ教育システム」は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合う仕組みです。



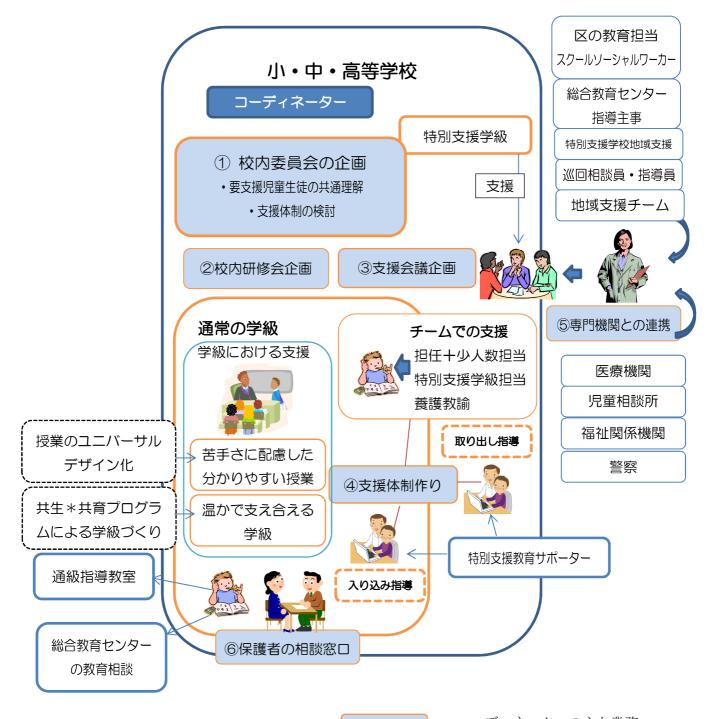
●共生社会の形成をめざした取組の推進イメージ(図2)

今後、共生社会の形成をめざした「支援教育」を推進するためには、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が必要です。また、「インクルーシブ教育システム」の構築のためには、「特別支援教育」の充実が不可欠です。

障害のある子ども一人ひとりに対してその教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」が充実することで、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合うという仕組みが構築できると考えるからです。また、「インクルーシブ教育システム」が機能することで、「支援教育」が推進され、すべての子どもが違いを認め、助け合い、支え合って生きる力を身に付けていくことができると考えます。

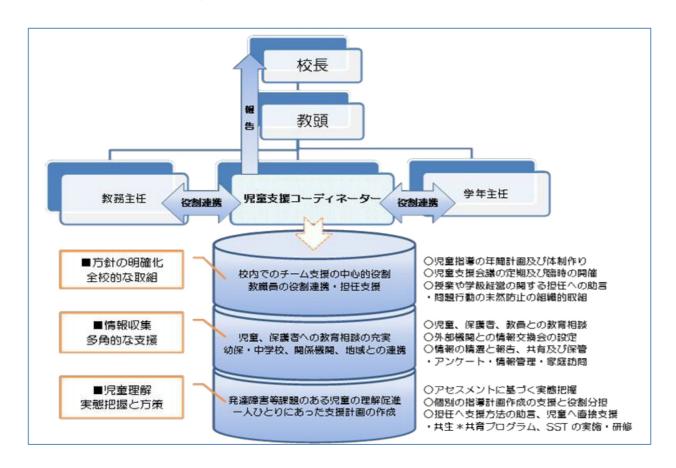


小・中・高等学校における校内支援体制

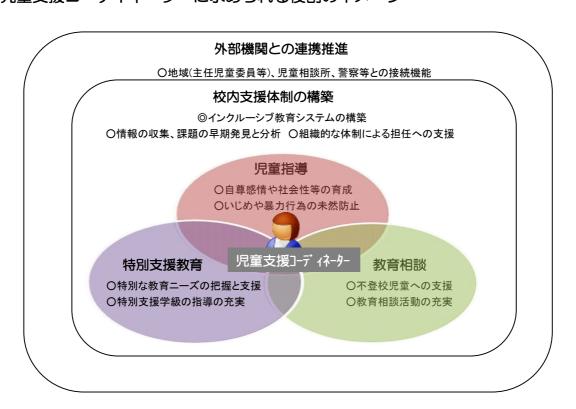


…コーディネーターの主な業務

■児童支援活動校内組織のイメージ



■児童支援コーディネーターに求められる役割のイメージ



「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」について

1 学習指導要領の規定

(盲学校、聾学校及び養護学校小・中学部学習指導要領 平成11年3月)

第1章 第2節 第7 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項 1(5)

重複障害者の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、**個別の指導計画**を 作成すること。

第5章 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、**個別の指導計画**を作成するものとする。

2 障害者基本計画

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う。

障害者プラン

<第一 一貫した相談支援体制の整備>

盲・聾・養護学校において**個別の支援計画**を平成17年度までに策定する。

3 発達障害のある児童生徒への支援について

(初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ・青少年局長3局長通知)(平成17年4月1日)

- 第2 発達障害のある児童生徒等への支援について
- 1 (1) 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成 小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方 法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一 貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の 作成を進めること。
 - (2) 盲・聾・養護学校、小学校等の特殊学級及び通級による指導においては、自閉症の幼児児童 生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には、「個別の指導計画」及び「個別の教 育支援計画」の作成を進めること。
- 4 中央教育審議会答申(平成17年12月8日)の一部抜粋
 - ・個別の教育支援計画については、今後、小・中学校も含めた策定の推進を検討するとともに、関係機関と連携した効果的な運用方法を確立する必要がある。また、今後の運用状況を踏まえつつ、「個別の指導計画」と併せて学習指導要領等への位置付けを行うことや、就学事務における取扱いなどを検討する必要がある。

個別の指導計画と個別の教育支援計画について

「個別の指導計画」… 指導を行うためのきめ細かい計画。幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに 対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに 作成され、それに基づいた指導が行われる。

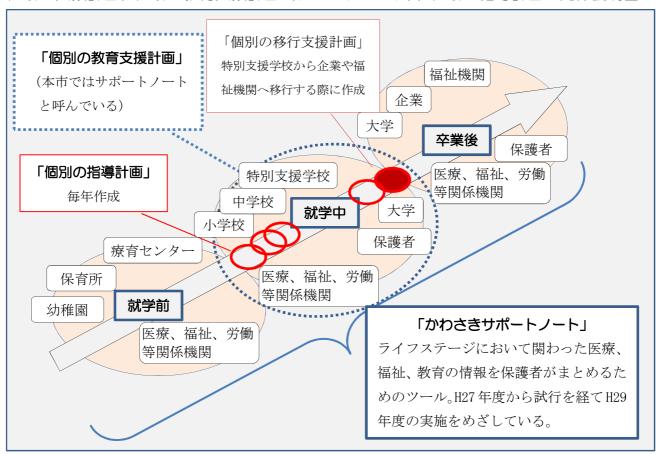
「個別の教育支援計画」(本市では『サポートノート』と呼んでいる) … 他機関との連携を図るため の長期的な視点に立った計画。一人ひとりの障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後 までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

「かわさきサポートノート」(こども本部所管) … 乳幼児から就労まで、一人ひとりのライフステージに応じた一貫した相談・支援を行うための本人の支援情報をまとめるもの。平成 27 年度から、一部で試行が始まる予定である。

サポートノート(個別の教育支援計画)の作成と活用の意義

- ○就学前から高等部卒業後まで、一貫し継続した効果的な教育や支援を行う。
- ○保護者と教員間や教員間で子どもの理解や教育目標を共有し、指導や支援の方向性を確認する。
- ○教育の目標を共有することで保護者と教員の連携と相互理解を促進する。
- ○目標の達成を目指した、連続的・継続的な指導により児童生徒の確かな成長を実現する。

個別の支援計画、個別の教育支援計画(サポートノート)、個別の指導計画の関係説明図





共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための

特別支援教育の推進(報告) 概要

中央教育審議会初等中等教育分科会より

はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での 審議、障害者基本法の改正等について記述

1 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が 重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の〇1から〇3までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるも

のと考えられる。

- ○1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、 医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ○2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ○3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

今後の進め方については、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約 批准後の10年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期:就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期:短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検 討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システ ムを構築していくことを目指す。

2 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕

組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」(仮称)については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である(就学に関するガイダンス)。 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」(仮称)に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。

就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1)「合理的配慮」について

条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、 都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合 理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環 境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学 校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

(2)「基礎的環境整備」について

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、 一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で 共通理解を図る必要がある。

複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4)「合理的配慮」の充実

これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は

新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。

「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。

4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。

通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。

特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。

医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。

幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

(2) 学校間連携の推進

域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により、域内のすべての子ども一人一人の教育的 ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。

今後、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)の中でコーディネーター機能を発揮し、通 級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、 インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機 能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。 域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

(3) 交流及び共同学習の推進

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

(4) 関係機関等との連携

医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(1) 教職員の専門性の確保

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の 活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状(当該障害種又は自立教科の免許状)取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について

留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、 その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

お問合せ先

初等中等教育局特別支援教育課(初等中等教育局特別支援教育課)

25 文科初第 756 号 平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長 前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成 24 年 7 月)」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号)をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお,「障害のある児童生徒の就学について(通知)」(平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科 初第 291 号)は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

- 第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定
 - 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方
 - (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、 その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育 を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童 生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を 行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の2に基づく意見の 聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うも のとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない こと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者,聴覚障害者,知的障害者,肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で,その障害が,学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち,市町村の教育委員会が,その者の障害の状態,その者の教育上必要な支援の内容,地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して,特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として,適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知 的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことか ら、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、 検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意す ること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査, コミュニケーション, 日常生活, 社会生活等に関する適応機能の状態についての調査, 本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

工 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのでなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者(身体虚弱者を含む。)

医師の精密な診断結果に基づき,疾患の種類,程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による 観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合 的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営む のに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難が ある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度 のもの

才 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂,構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者,吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者,話す,聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者,その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で,その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困 難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア〜オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂,構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者,吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者,話す,聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者,その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で,通常の学級での学習におおむね参加でき,

一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一 部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので,通常の学級での学習におおむね参加でき,一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度 の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする もの

才 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で,通常 の学級での学習におおむね参加でき,一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推 論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別 な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力,又は衝動性・多動性が認められ,社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので,一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者,病弱者及び身体虚弱者 肢体不自由,病弱又は身体虚弱の程度が,通常の学級での学習におおむね参加 でき,一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は, 以下の通りであること。

- ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき,通級による指導における特別の教育課程の編成,授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には,特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため,指導 要録において,通級による指導を受ける学校名,通級による指導の授業時数,指 導期間,指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級によ る指導を行う学校においては,適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指 導の記録を作成すること。
- ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒 の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している 学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行っ たりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一 の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専 門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該 当する児童生徒を指導することができること。
- オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無 のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、 就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的に実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会(仮称)

現在,多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については, 早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず,その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに,「教育支援委員会」(仮 称)といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課企画調査係

〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話:03-5253-4111(内線)3193

FAX: 03-6734-3737

E-mail: tokubetu@mext.go.jp



「まる」 田島支援学校中学部3年 森田 銀治郎さん



「友だちの顔」 田島支援学校高等部1年 中桐 浩之さん



「こころの風景」 田島支援学校小学部4年 佐藤 明利紗さん





「かしわ祭ポスター」 聾学校小学部1年 小嶋 大輝さん



「男のロマン」 聾学校高等部2年 久井 城士さん

第2期川崎市特別支援教育推進計画

平成 27 (2015) 年 3 月

編集 川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3287 FAX 044-200-2853

Mail 88sidou@city.kawasaki.jp











